**平成２８年（フ）第２１５号**
静岡県富士市蓼原868番地の１　トゥウェルコート新富士602号、開始決定時の住所静岡県富士市蓼原813番地の10
破産者　松山　康江
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第１５８号**
静岡県富士市厚原885番地の10
破産者　稲村幸一郎
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第１７０号**
静岡県富士市久沢1432番地の25
破産者　塩川　友栄
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第２１５号**
滋賀県守山市吉身５丁目５番６－203号、前住所滋賀県守山市下之郷３丁目13番６－106号
破産者　池田潤之介
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２１７号**
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町７番地41
破産者　前田　明信
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第５２３号**
京都市伏見区桃山町因幡12番地25
破産者　木村　直花（旧姓曳沼）
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第８８５号**
京都市南区久世中久世町２丁目131―205、住民票上の住所京都市南区久世高田町257番地78　桂ガーデンハイツ215号
破産者　木村　泰隆
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第９６９号**
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町12番地　コーポ御香Ⅱ　101号室
破産者　佐藤美津子こと　ＣＨＷＡ　ＭＩＪＩ　ＮＪＡ　左　美津子
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第９８８号**
京都市西京区大原野石作町256―１　特別養護老人ホーム西山寮、住民票上の住所京都府向日市鶏冠井町荒内35番地の35
破産者　品川　正博
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１００４号**
京都府宇治市広野町大開68番地の１
破産者　長瀬　一美
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１００５号**
京都府宇治市広野町大開68番地の１
破産者　長瀬　憲雄
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０３４号**
京都府向日市寺戸町古城６番地の90
破産者　原　　正幸
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０９９号**
京都市北区大宮東総門口町39番地　シャトルさわだ　206号
破産者　小松　雄一
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２３６号**
京都府城陽市寺田尼塚68番地の438
破産者　大部　定道
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第５３号**
山口県宇部市大字際波208番地９
破産者　栗栖　正勝
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２９年（フ）第１７号**
高知県南国市三畠786番地
破産者　竹村　忠範
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６３号**
福岡県宮若市高野477番地２
破産者　三嶋　英之
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

**平成２９年（フ）第４５０号**
熊本市中央区黒髪４丁目15番25号　ＳＫＹｉ　102号室
破産者　松村　　諭（旧姓桑本）
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第４７８号**
熊本市南区御幸笛田５丁目７番６－３号
破産者　山門　美幸
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係